

焼津市公共下水道事業等
包括的民間業務委託
(水の官民連携 (ウォーターPPP))

参考資料

令和8年9月

焼津市

第 1 章 総則	1-1
1. 目的	1-1
2. 適用要件	1-1
3. 法令等の遵守	1-1
4. 公益確保の義務	1-1
5. 官公署への手続きに関する支援	1-1
第 2 章 参考仕様書	2-2
別記 1 脱水污泥等分析及び悪臭測定業務仕様書	2-2
別記 2 消防設備点検業務仕様書	2-5
別記 3 自家用電気工作物保安管理業務仕様書	2-7
別記 4 計装設備点検業務仕様書	2-8
別記 5 遮断器点検業務仕様書	2-16
別記 6 浮標灯点検業務仕様書	2-18
別記 7 遠心脱水機保守点検業務仕様書	2-21
別記 8 ポンプ・ブロワ保守点検業務仕様書	2-22
別記 9 自家発電設備保守点検業務仕様書	2-25
別記 10 汐入下水処理場管理棟清掃業務仕様書	2-26
別記 11 処理場・ポンプ場及び緑地広場整備業務仕様書	2-31
別記 12 緑地広場内遊具点検業務仕様書	2-35
別記 13 薬品類仕様書	2-37
別記 14 活性炭仕様書	2-38
別記 15 污泥収集・運搬及び処分業務仕様書	2-39
別記 16 し渣運搬・処分業務仕様書	2-43
別記 17 廃棄物（廃プラ等）処分業務仕様書	2-43
別記 18 COD分析廃液収集・運搬及び処分業務仕様書	2-44
別記 19 沈砂浚渫業務仕様書	2-45

第 1 章 総則

1. 目的

本資料は、焼津市（以下、「本市」という。）が公表する「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））要求水準書（案）（以下、「要求水準書（案）」という。）」に関し、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2. 適用要件

- （１）本資料は、本市が調達する「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））」に適用する。
- （２）受注者は、本資料に従い、誠実かつ安全に業務を遂行することを基本とする。ただし、関係法令及び各種規定並びにその他契約図書の要件を満たす限りにおいて、より効率的に業務を実施することができるものについては、本市と協議のうえ、見直しが図られるものとする。
- （３）本資料に疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議により決定する。

3. 法令等の遵守

- （１）受注者は、業務を実施するにあたり、「要求水準書（案）別紙３」に掲げる法令の外、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- （２）受注者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用及び適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。

4. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

5. 官公署への手続きに関する支援

- （１）本市が行うべき関係官公署及びその他関係機関への届出、申請等について、受注者は、必要となる資料の作成、情報提供等、手続きの円滑な実施に必要な支援を行うものとする。
- （２）受注者は、業務の実施に当たり、受注者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等については、受注者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に本市に報告すること。
- （３）受注者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

第 2 章 参考仕様書

別記 1 脱水汚泥等分析及び悪臭測定業務仕様書

1 目的

本業務は、汐入下水処理場の脱水汚泥等の溶出試験・肥料分析及び敷地境界と脱臭装置出入口の臭気の測定を実施するものとする。

2 分析項目

- (1) 脱水汚泥 ア 溶出試験 3 検体／年（脱水汚泥 2 検体、し渣 1 検体）
 イ 肥料分析 2 検体／年（脱水汚泥 2 検体）
- (2) 悪臭測定 ア 機器分析 6 検体／年（敷地境界、脱臭装置入口、出口 各 2 検体）
 イ 官能試験 4 検体／年（脱臭装置入口、出口 各 2 検体）

3 仕様

- (1) 脱水汚泥等の分析については、下記のとおりとする。

I 測定の方法

- ① 溶出試験：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）により実施すること。
- ② 肥料分析：肥料等試験法により実施すること。

II 試料採取

試料採取は、各年度の夏季、冬季に 1 回ずつ実施するものとする。採取日については本市と調整して確定すること。

III 試験項目等

① 溶出試験

脱水汚泥（ケーキ）は試料採取期間内に 2 検体（月を変えて 2 回）、し渣は 1 検体（1 回のみ）、合計 3 検体について、下記 28 物質の測定を行うものとする。

表 2-1 試験項目（28 項目）

No.	試験項目	No.	試験項目
1	含水率	15	ジクロロメタン
2	溶出 pH	16	四塩化炭素
3	油分	17	1,2-ジクロロエタン
4	アルキル水銀化合物	18	1,1-ジクロロエチレン
5	水銀又はその化合物	19	シス-1,2-ジクロロエチレン
6	カドミウム又はその化合物	20	1,1,1-トリクロロエタン
7	鉛又はその化合物	21	1,1,2-トリクロロエタン
8	有機リン化合物	22	1,3-ジクロロプロペン
9	六価クロム化合物	23	チウラム
10	砒素又はその化合物	24	シマジン
11	シアン化合物	25	チオベンカルブ
12	P C B	26	ベンゼン
13	トリクロロエチレン	27	セレン又はその化合物
14	テトラクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

② 肥料分析

脱水汚泥（ケーキ）を、溶出試験と併せて採取し、肥料分析 2 検体（月を変えて 2 回）について、下記 11 物質の測定を行うものとする。

表 2-2 試験項目（11 項目）

No.	試験項目	No.	試験項目
1	砒素	7	鉛
2	水銀	8	亜鉛
3	クロム	9	窒素全量
4	銅	10	リン酸全量
5	カドミウム	11	カリウム全量
6	ニッケル	—	—

IV その他

脱水汚泥等の試料採取容器は、調整後に定めた日時までに用意すること。

なお、試料は本市が採取し、受注者が指定した日時に受け取りに来ること。

（2）悪臭測定については、下記のとおりとする。

I 測定の方法

① 機器分析：環境庁告示第 9 号（昭和 47 年）により実施すること。

② 官能試験：環境庁告示第 63 号（平成 7 年）により実施すること。

II 測定回数及び測定時期

測定は各年度中に 2 回実施するものとする。また、測定時期については本市と調整のうえ確定すること。

III 測定項目等

① 機器分析

汚入下水処理場敷地境界で年に 2 検体（月を変えて 2 回）、脱臭装置の入口と出口の 2 カ所（月を変えて 2 回）の 4 検体、計 6 検体を試料採取し、表 2-3 に示す 5 物質の測定を行うものとする。

表 2-3 試験項目（5 項目）

No.	試験項目	No.	試験項目
1	アンモニア	4	硫化メチル
2	硫化水素	5	二硫化メチル
3	メチルメルカプタン	—	—

② 官能試験

1) 脱臭装置の入口と出口の 2 カ所で年 2 回の計 4 検体（2 カ所×年 2 回＝4 検体）を試料採取し、測定を行うものとする。

2) 試料採取日は、機器分析による脱臭装置の測定日と同日とする。

4 提出書類

受注者は、測定結果（計量証明書等）報告を1測定につき1部提出とする。また、悪臭測定機器分析結果には、検量線、チャート紙を含むこと。

別記2 消防設備点検業務仕様書

1 目的

本点検は、消防法第17条の3の3「消防設備等の点検及び報告」に基づき、各年度に、外観機能点検及び総合点検を実施するものである。

2 業務内容

- (1) 外観機能点検は各年度当初に実施すること。
- (2) 総合点検（外観機能点検含む）は各年度中に実施すること。
- (3) 受注者は、上記の点検結果を報告書及び写真台帳等として取り纏め、本市に提出すること。
- (4) 点検の結果、不良箇所があった場合は本市に報告し、確認を受けること。なお、軽微な不良箇所については、本市の指示に従い、受注者の負担により補修すること。
- (5) 志太消防本部への3年毎の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の提出を本市が行うため、施設ごとの点検結果報告書（正・副・控）を遅滞なく用意すること。

事業期間中における志太消防本部への報告時期は令和11年度末、令和14年度末、令和17年度末とする。

3 設備点数

表 2-4 消防設備点数 (1/2)

区分	分類	汙入下水処理場						新屋下水ポンプ場		合計
		管理汚泥棟	沈砂池棟	倉庫・屋外	連絡管廊	ブロワ棟	水処理棟	新屋1階	新屋地階	
消火器具	粉末消火器 加圧式			5	2					0
	粉末消火器 蓄圧式 (10 型)	12	2			8	25	4	8	66
	粉末消火器 蓄圧式 (50 型)					3				3
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1							1	2
	制御盤	1							1	2
	消火栓	5						1	2	8
	貯水槽	1							1	2
ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器 (ハロゲン化物)					2				2
	制御盤					1				1
	手動起動装置					1				1
	復旧弁箱					1				1
	放出表示灯					1				1
	スピーカー					1				1
	回転灯					1				1
	噴射ヘッド					2				2
	圧力スイッチ					1				1
	容器弁開放装置					1				1

表 2-5 消防設備点数 (2/2)

区分	分類	汐入下水処理場						新屋下水ポンプ場		合計
		管理汚泥棟	沈砂池棟	倉庫・屋外	連絡管廊	ブロワ棟	水処理棟	新屋1階	新屋地階	
自動火災報知設備	複合受信機 P 型 1 級 (50 回線) 19 回線使用	1								1
	複合受信機 P 型 1 級 (20 回線) 15 回線使用	1								1
	副受信機 P 型 1 級 (50 回線) 19 回線使用	1								1
	副受信機 P 型 1 級 (20 回線) 15 回線使用	1								1
	受信機 P 型 1 級 (10 回線) 6 回線使用							1		1
	P 型 1 級発信機		2		1	3	8	1	2	17
	消火栓起動装置	5						1	2	8
	差動式分布型感知器		4					5		9
	光電式スポット型感知器	1					15	5		21
	差動式スポット型熱感知器					23				23
	定温式スポット型感知器	5	16					1	3	25
	煙感知器	66			5	14	15	3	8	111
	音響装置 (電鈴)	5	4		2	3	8	1	3	26
	予備電源・蓄電池設備	2						1		3
ガス漏れ火災警報設備	検知器 (警報付)	4								4
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	26	3			4	41	4	2	80
	通路誘導灯	16	2			5	14		7	44
防火・排煙設備	防火扉	3								3
	防火シャッター	1								1
	煙感知器	4								4
	ダンパー	1				2				3
配線	—	1						1		2

※配線点検は、屋内消火栓設備、不活性ガス消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備に含まれる。

別記3 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 目的

受注者は、電気事業法及びその他関係法令にもとづき、自家用電気工作物の保安管理を行うこと。

2 保安管理業務の内容

受注者が実施する定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア) 定期的な点検、測定及び試験については、「電気設備に関する技術基準に定める省令（経済産業省）」をもとに行い、当該基準に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、本市に対し必要な指導、助言を行うこと。

イ) 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、本市の通知を受け必要な指導、助言を行うこと。

ウ) 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、本市の通知を受け、週に1回程度、点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行うこと。

エ) 電気工作物に異常が発生する恐れがある場合又は発生した場合、応急措置を実施し、再発防止に努めること。この場合は、本市は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ) 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行うこと。

カ) 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うこと。

キ) 電気事業法に規定する立入検査には、その都度本市の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち会わせること。

ク) 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、0F ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認すること。

3 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行うこと。

イ) 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。

ウ) 前各号のほか本市の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行うこと。

別記4 計装設備点検業務仕様書

1 業務内容

計装設備機器等の点検及びループ試験

2 業務概要

(1) 汐入下水処理場_汚泥処理設備

ア 汚泥処理設備点検

1 式

(ア) 汚泥貯留槽液位

① 汚泥貯留槽液位

- ・投込式水位伝送器 1 台
- ・警報設定器 2 台
- ・アイソレータ 1 台

(イ) 消化汚泥貯留槽液位

① 消化汚泥貯留槽液位

- ・電波レベル計 1 台
- ・警報設定器 3 台
- ・アイソレータ 1 台

(ウ) 脱水機投入汚泥量

① No. 1, 2 脱水機投入汚泥流量

- ・電磁流量計 各 1 台
- ・指示計 各 1 台
- ・V/F変換器 各 1 台
- ・アイソレータ 各 2 台

(エ) 汚泥供給ポンプ回転数

① No. 1, 2 汚泥供給ポンプ回転数

- ・指示計 各 2 台
- ・アイソレータ 各 2 台

② No. 1, 2 脱水機投入汚泥流量制御

- ・アイソレータ 各 2 台
- ・マニュアルユニット各 1 台

(オ) 無機凝集剤投入量

① 1. No. 1, 2 無機凝集剤投入量

- ・アイソレータ 各 2 台

② No. 1, 2 無機凝集剤投入量制御

- ・アイソレータ 各 2 台
- ・リレースイッチ 各 1 台

(カ) 脱水機投入薬品流量

① No. 1, 2 脱水機投入薬品流量

- ・電磁流量計 各 1 台
- ・指示計 各 1 台
- ・V/F変換器 各 1 台

- ・アイソレータ 各 2 台
- (キ) 薬品供給ポンプ回転数
 - ① No. 1, 2 薬品供給ポンプ回転数
 - ・指示計 各 2 台
 - ・アイソレータ 各 2 台
 - ② No. 1, 2 脱水機投入薬品流量制御
 - ・アイソレータ 各 2 台
 - ・マニュアルユニット各 1 台
- (ク) ケーキ圧送ポンプ回転数
 - ① No. 1, 2 ケーキ圧送ポンプ回転数
 - ・指示計 各 2 台
 - ・アイソレータ 各 2 台
 - ② No. 1, 2 ケーキ圧送ポンプ回転数制御
 - ・アイソレータ 各 2 台
 - ・マニュアルユニット各 1 台
- (ケ) ホッパ重量
 - ① ケーキ搬出用ホッパ重量
 - ・アイソレータ 1 台
- (コ) 汚泥処理設備計装盤
 - ① No. 1, 2 ケーキ圧送ポンプ吐出圧力
 - ・圧力伝送器 各 1 台
 - ・アイソレータ 各 1 台
- イ 現地調査等 1 式
- ウ その他必要なもの 1 式
- (2) 汐入下水処理場_中央管理設備
 - ア コントローラ点検 1 式
 - (ア) 管理汚泥棟 2 階中央監視室
 - ① No. 1 LCD監視制御装置 (H I S - 1 1)
 - ・型式: F A 3 1 0 0 S m o d e l 9 7 0 0
 - ② No. 2 LCD監視制御装置 (H I S - 1)
 - ・型式: F A 3 1 0 0 S m o d e l 9 7 0 0
 - ③ 帳票用 P C (R P C - 9 1)
 - ・型式: F R 2 1 0 0 S S m o d e l 5 0 0
 - ④ テレメータ入出力装置
 - ・統合コントローラ (S 3)
 - (イ) 管理汚泥棟 2 階電気室
 - ① 汚泥処理設備 R I O 盤
 - ・R I / O
 - (ウ) ブロワー棟 2 階電気室
 - ① 水処理設備コントローラ盤
 - ・統合コントローラ (S 2 U D)

- ・ R I / O
 - (エ) 水処理棟電気室（４～５系水処理電気室）
 - ① ２号水処理補助継電器盤
 - ・ コントローラ（T 3 H）
 - イ 定期寿命部品交換 1 式
 - (ア) 管理汚泥棟 2 階中央監視室
 - ① No. 1 L C D 監視制御装置（H I S－1 1）
 - ・ 型式：F A 3 1 0 0 S m o d e l 9 7 0 0
 - ② No. 2 L C D 監視制御装置（H I S－1）
 - ・ 型式：F A 3 1 0 0 S m o d e l 9 7 0 0
 - ③ 帳票用 P C（R P C－9 1）
 - ・ 型式：F R 2 1 0 0 S S m o d e l 5 0 0
 - ④ テレメータ入出力装置盤（T D－1 2）
 - (イ) 水処理棟電気室（４～５系水処理電気室）
 - ① ２号水処理補助継電器盤（C C－1 2 R 2）
 - ウ その他必要なもの 1 式
- (３) 汐入下水処理場_1～3系水処理設備
- ア 1～3系水処理設備点検 1 式
 - (ア) 沈砂池設備
 - ① 流入渠水位
 - ・ 投込式水位計 1 台
 - ・ 指示計 1 台
 - ・ 警報設定器 2 台
 - ・ アイソレータ 1 台
 - ② No. 2、3 主流入ゲート開度
 - ・ 指示計 各 1 台
 - ③ No. 2、3 主流出ゲート開度
 - ・ 指示計 各 1 台
 - ④ 初沈流入量
 - ・ 電磁流量計 1 台
 - ・ 指示計 1 台
 - ・ アイソレータ 1 台
 - ・ V / F 変換器 1 台
 - ・ リレーユニット 1 台
 - ・ カウンタ 1 台
 - ⑤ 沈砂池 U V
 - ・ アイソレータ 1 台
 - ⑥ No. 1、2 ポンプ井水位
 - ・ 投込式水位計 各 1 台
 - ・ アイソレータ 各 1 台
 - ⑦ ポンプ井水位共通

- ・指示計 1 台
- ・警報設定器 4 台
- ・アイソレータ 1 台
- ・水位選択変換器 1 台

(イ) 最初沈殿池設備

① 初沈引抜汚泥流量

- ・電磁流量計 1 台
- ・指示計 1 台
- ・アイソレータ 1 台
- ・V/F 変換器 1 台
- ・リレーユニット 1 台
- ・カウンタ 1 台

② 初沈引抜汚泥濃度

- ・濃度計 1 台

(ウ) プリエアタン・エアレーションタンク設備

① プリエアレーションタンク送風量

- ・差圧発信器 1 台
- ・演算器 1 台

② 1～3系エアレーションタンク送風量

- ・差圧伝送器 各 1 台
- ・演算器 各 1 台

③ No.1～3 エアレーションタンク風量調節弁開度

- ・指示計 各 1 台
- ・アイソレータ 各 1 台
- ・マニュアルユニット各 1 台

(エ) 余剰汚泥・返送汚泥設備

① 余剰汚泥流量

- ・電磁流量計 1 台
- ・アイソレータ 1 台
- ・V/F 変換器 1 台
- ・リレーユニット 1 台
- ・カウンタ 1 台

② 返送汚泥流量

- ・電磁流量計 1 台
- ・指示計 1 台
- ・アイソレータ 1 台
- ・V/F 変換器 1 台
- ・リレーユニット 1 台
- ・カウンタ 1 台

③ 1～3系返送汚泥調節弁開度

- ・指示計 1 台
- ・POT/I 変換器 1 台

④ No. 1 ～ 3 返送汚泥ポンプ回転数制御		
・アイソレータ	各 2 台	
(オ) 放流設備		
① 放流量		
・セキ式流量計	1 台	
・アイソレータ	1 台	
② 塩素滅菌池水位		
・静電容量式レベル計	1 台	
・警報設定器	4 台	
・アイソレータ	2 台	
③ 放流ゲート開度		
・指示計	1 台	
・POT／I 変換器	1 台	
④ 放流ゲート出口水位		
・フロート式水位計	1 台	
・警報設定器	1 台	
・アイソレータ	1 台	
イ 水質計器点検		1 式
(ア) 沈砂池水質計器		
① 沈砂池UV		
・UV計	1 台	
・負荷量演算器	1 台	
(イ) エアレーションタンク水質計器		
① 1 ～ 3 系エアレーションタンクMLSS		
・MLSS計	1 台	
② 1 ～ 3 系エアレーションタンクDO		
・DO計	1 台	
(ウ) 放流水質計器		
① 放流UV		
・UV計	1 台	
② 放流PH		
・pH計	1 台	
③ 放流濁度		
・濁度計	1 台	
(4) 汐入下水処理場_4系水処理設備		
ア 4、5系水処理設備点検		1 式
(ア) 4系エアレーションタンク送風量		
・差圧伝送器	1 台	
・開平演算器	1 台	
(イ) 水中エアレータ回転数		
・アイソレータ	8 台	

(ウ) 4～5系余剰汚泥流量		
・電磁流量計	1台	
・指示計	1台	
・アイソレータ	1台	
・V/F変換器	1台	
・リレーユニット	1台	
・カウンタ	1台	
(エ) 4～5系返送汚泥流量		
・電磁流量計	1台	
・指示計	1台	
・アイソレータ	1台	
・V/F変換器	1台	
・リレーユニット	1台	
・カウンタ	1台	
(オ) No. 4, 5返送汚泥ポンプ制御		
・アイソレータ	各2台	
(カ) 4～5系風量調節弁開度		
・アイソレータ	1台	
(キ) No. 1風量調節弁開閉操作		
・コンピュータバックアップ	1式	
イ 汚水ポンプ・送風機制御・自家発設備点検		1式
(ア) 送風圧力		
・圧力伝送器	1台	
・指示計	3台	
・アイソレータ	1台	
(イ) 送風温度		
・シース測温抵抗体	1台	
・警報測定器	1台	
・アイソレータ	1台	
・RTD/I変換器	1台	
(ウ) No. 1～3ブロワ回転数		
・指示計	各2台	
・アイソレータ	各2台	
(エ) No. 1～3ブロワ回転数制御		
・アイソレータ	各1台	
・マニュアルユニット	各1台	
(オ) No. 2, 3汚水ポンプ回転数		
・指示計	各2台	
・アイソレータ	各2台	
(カ) No. 2, 3汚水ポンプ回転数制御		
・アイソレータ	各1台	
・マニュアルユニット	各1台	

(キ) 燃料小出槽液位		
・ レベル計	1 台	
・ アイソレータ	1 台	
ウ その他必要なもの		1 式
(5) 汐入下水処理場（新屋下水ポンプ場系）		
ア テレメータ装置点検		1 式
(6) 新屋下水ポンプ場		
ア 計装設備点検		1 式
① 流入渠水位		
・ 投込式水位計	1 台	
・ 指示計	1 台	
・ 警報設定器	1 台	
② No. 1, 2流入ゲート開度		
・ 指示計	各 2 台	
③ No. 1, 2汚水ポンプ井水位		
・ 投込式水位計	各 1 台	
④ 汚水ポンプ井水位		
・ 指示計	1 台	
・ 比較演算器	1 台	
・ 警報設定器	4 台	
・ アイソレータ	1 台	
⑤ 汚水送水流量		
・ 電磁流量計	1 台	
・ 指示計	1 台	
・ V/F 変換器	1 台	
イ コントローラ（S 2 T）点検		1 式
ウ その他必要なもの		1 式
3 一般共通事項		
(1) 安全管理		
受注者は災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めによるところに従い十分な策を講じ業務を行う。他に損害を与えた場合の補修・補償は受注者の負担とする。また、点検中に発生した公害及び近隣よりの苦情に対しては受注者の責任において解決すること。		
(2) 不良箇所の補修等		
点検の結果、不良箇所があった場合は、その時点で担当者に報告し、協議により補修（取替）等を実施すること。		
4 特記事項		
・ 点検日程については、事前に本市の担当者と協議のうえ、決定すること。		

- ・ 本業務を実施するにあたり、全設備が稼働中のため部分停電を必要とする場合は、その都度本市の担当者と協議し、指示を受けて処理場の運転に支障が無いよう実施すること
- ・ 安全には十分注意し、酸素濃度及び硫化水素濃度等を常に把握し作業を行うこと。
- ・ 各機器の点検にあたっては、測定点を最低5点（0・25・50・75・100％）以上とすること。
- ・ 機材の落下等には、十分注意すること。
- ・ 上記以外に不明な点は双方協議のうえ決定する。

5 提出書類等

受注者は、業務完了時に点検結果を取り纏めた報告書及び写真帳を年度ごとに提出すること。

別記5 遮断器点検業務仕様書

1 業務内容

汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場における真空遮断器等の各部点検、締付確認、導通確認、注油、清掃、開閉動作確認、絶縁抵抗測定及びバルブ耐圧試験

2 業務概要（汐入下水処理場）

（1）真空遮断器点検

①	5 2 R 1	（受電盤）	1 台
②	5 2 G R	（自家発連絡盤）	1 台
③	5 2 F 1 1	（No.1 動力変圧器一次盤）	1 台
④	5 2 F 1 2	（No.2 動力変圧器一次盤）	1 台
⑤	5 2 F 1 3	（ブロー棟電気室主幹盤）	1 台

（2）真空接触器点検

①	5 2 S C 1 1	（No.1 コンデンサ盤）	1 台
②	5 2 S C 1 2	（No.2 コンデンサ盤）	1 台
③	5 2 S C 1 3	（No.3 コンデンサ盤）	1 台

（3）その他必要なもの

3 業務概要（新屋下水ポンプ場）

（1）真空遮断器点検

①	5 2 R	（受電盤）	1 台
---	-------	-------	-----

（2）その他必要なもの

3 一般共通事項

（1）安全管理

受注者は災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めによるところに従い十分な策を講じ業務を行う。他に損害を与えた場合の補修・補償は受注者の負担とする。また、点検中に発生した公害及び近隣よりの苦情に対しては受注者の責任において解決すること。

（2）不良箇所の補修等

点検の結果、不良箇所があった場合は、その時点で本市の担当者に報告し、補修（取替）等を実施すること。

4 特記事項

（1）点検日程については、事前に本市と協議のうえ、決定すること。

（2）本業務を実施するにあたり、全設備が稼働中のため停電させる場合は、その都度担当者と協議し、指示を受けて処理場の運転に支障が無いよう実施すること。また、安全には十分注意し、酸素濃度及び硫化水素濃度等を常に把握し作業を行うこと。

（3）各機器の点検にあたっては、点検に必要な知識を持ったものが実施すること。

（4）機材の落下等には、十分注意すること。

（5）上記以外に不明な点は双方協議のうえ決定する。

5 提出書類等

受注者は、業務完了時に点検結果を取り纏めた報告書及び写真帳を年度ごとに提出すること。

別記6 浮標灯点検業務仕様書

1 業務概要

汐入下水処理場の放流渠先端部に係留している浮標灯の点検整備及びその係留材のチェーンの取替を実施するものとする。

2 業務内容

図 2-1 に示すとおりとする。

3 一般共通事項

(1) 基本的事項

本仕様書は汐入下水処理場放流渠浮標灯点検業務委託に適用し、本仕様書に定めのない事項については、土木工事共通仕様書（静岡県）及び業務委託共通仕様書（静岡県）を準用する。また、浮標灯の点検整備にあたっては、必要な知識や経験を持ったものが実施すること。

(2) 安全管理

本業務の実施に当たっては災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めによるところに従い十分な対策を講じ業務を実施すること。他に損害を与えた場合の補修・補償は受注者の負担とする。また、業務実施中に発生した公害及び近隣からの苦情に対しては受注者の責任において解決すること。

作業員、機材等の落下等の安全にも、十分注意すること。

(3) 不良箇所の補修等

点検の結果、本整備による取替箇所以外に、次回の点検整備までに浮標灯の稼働に大きな影響を与える不良箇所があった場合は、その時点で本市に報告し、補修または取替等の実施について協議により決定するものとし、金額についても協議するものとする。

(4) その他

①点検整備の実施日については、漁港区域内であることを考慮し、事前に本市の担当者と協議のうえ、決定すること。

②作業上発生した廃材等は、すべて受注者が各種法令を遵守し適切に処理を行うこと。

③気象状況、海水状況等、不測の事態への対応も適切に行うこと。

④上記以外に不明な点は双方協議のうえ決定する。

(5) 提出書類等

受注者は、業務完了時に点検結果を取り纏めた報告書及び業務実施状況に関する写真帳を年度ごとに提出すること。

- ・浮標灯撤去（再利用撤去） 1 式
- ・浮標灯点検整備 1 式
 - 蓄電池（X-1-6）交換 1 式
 - 防食板（BH-3）交換 1 式
 - ショートリンクチェーン（φ19mm×10m）交換 1 式
 - 発生材処分 1 式
 - 文字補修 1 式
 - 貝殻落とし 1 式
- ・浮標灯設置（再設置） 1 式
- ・図書作成（点検整備報告書等） 1 式

※報告書には、次回の点検整備内容についても記載すること。

仕様書（現況の資料）

名 称		灯 浮 標
機 体	全 長	約 3.9 m
	灯 高	約 2.2 m
	浮 体 径	φ 1.0 m
	全装置重量	約 225 kg
	全 浮 力	約 775 kg
	余 剰 浮 力	約 550 kg
	主 要 材 質	本体：ステンレス鋼（SUS304）／一般構造用圧延鋼材 浮体：ポリウレタン樹脂（ウレタン発泡）
灯 器	塗 色	黄 色
	型 式	
	光 源	超高輝度発光ダイオード
	灯 質	4秒 1閃光（0.5秒点灯3.5秒消灯）
	灯 色	黄 色
	実 効 光 度	19 cd（保守率0.77未満） 14 cd（保守率0.77未満）
	光 達 距 離	5.5 km
電 源	管 制 機	型 CPU、IC、トランジスタ使用無線点方式
	定 格 電 圧	DC 12 V
	動 作 電 圧	DC 11V ~ DC 15V
	太 陽 電 池	RSP-5 型（最大出力 4.5W × 2枚）
任 意 具	蓄 電 池	小型シール鉛蓄電池（定格容量 5Ah × 2個）
	構 成	

備 考
※：保管具はJIS規格第2種

浮 標 灯 図

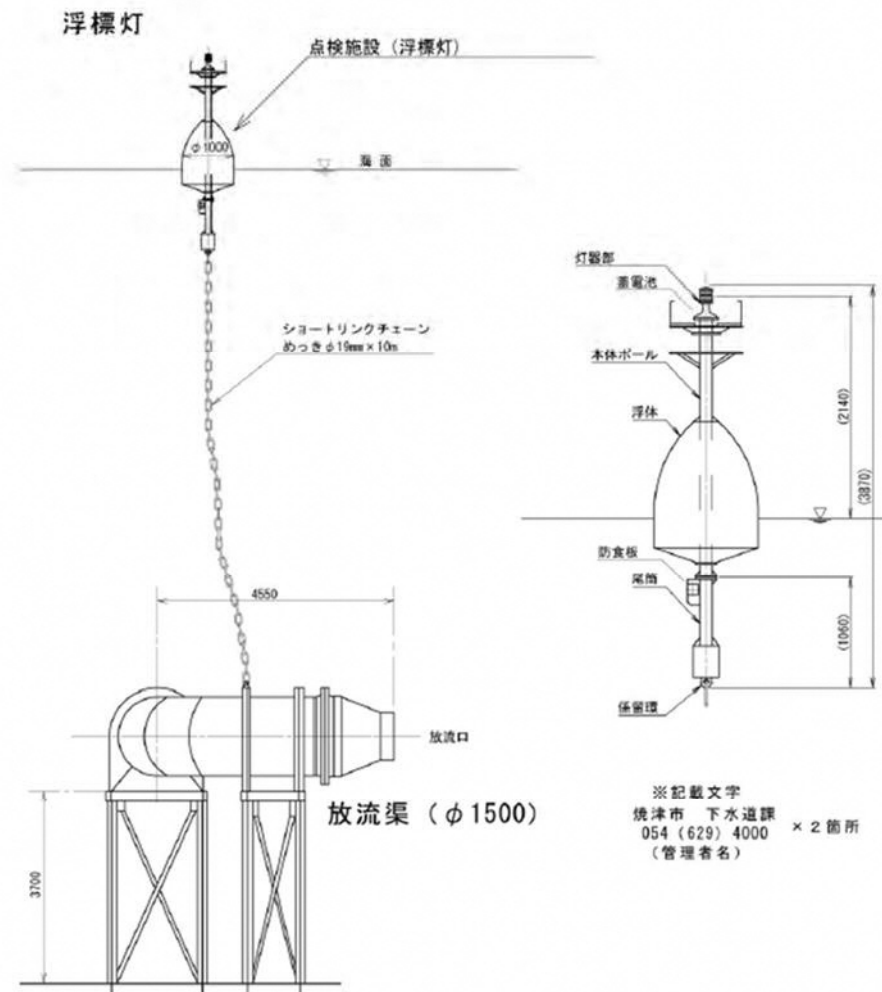


図 2-1 浮標灯点検業務内容

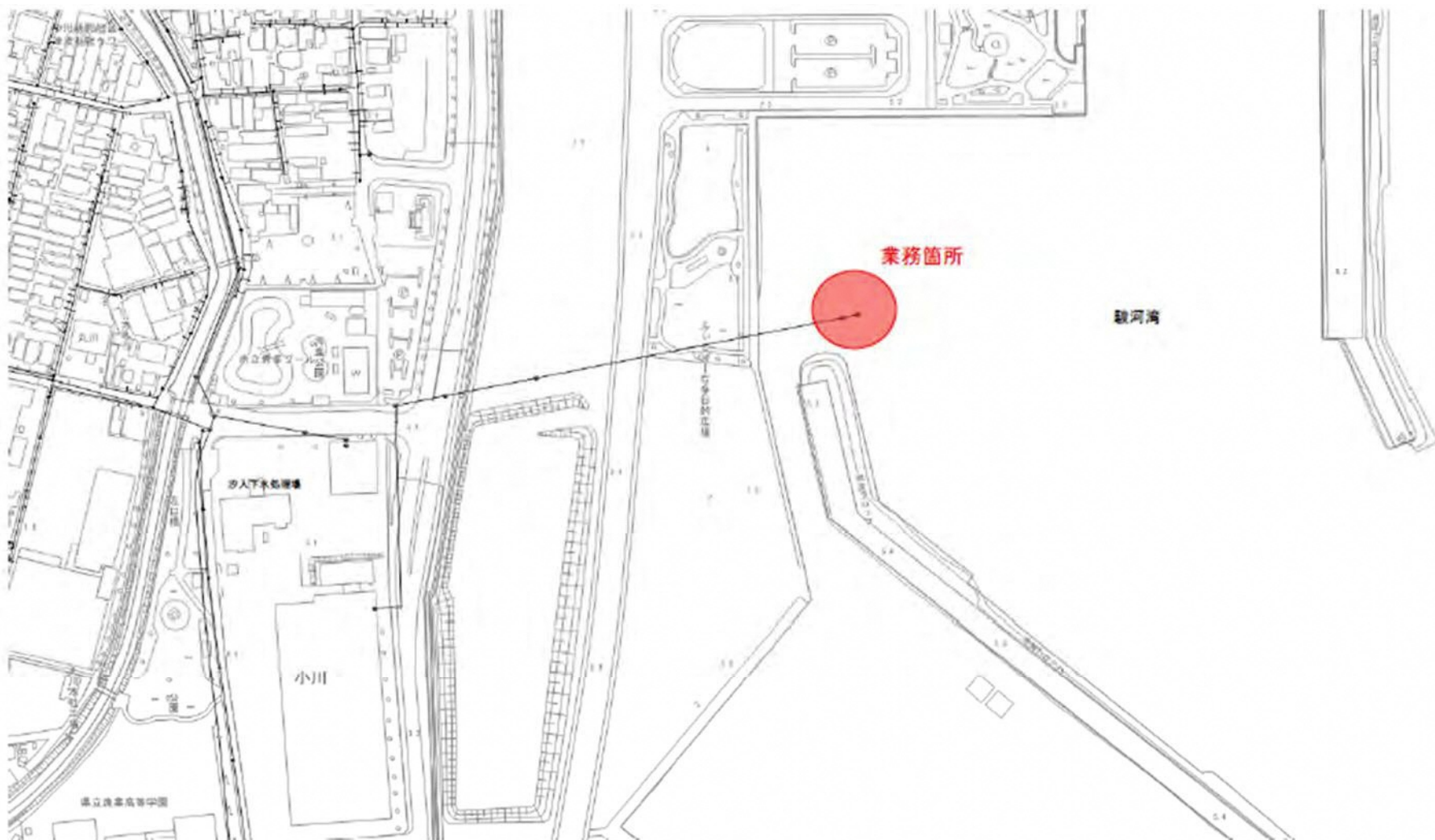


図 2-2 作業場所（浮標灯位置図）

別記 7 遠心脱水機保守点検業務仕様書

1 業務概要

本体現場分解点検修繕 一式

- ・ 分解、清掃、点検
- ・ 消耗部品の交換
- ・ 試運転確認

2 共通事項

本仕様書に定めのない事項については、土木工事共通仕様書（静岡県）業務委託共通仕様書（静岡県）を準用し、関係法令を遵守すること。

3 機械型式等

型式	HED150W
製造業者	巴工業株式会社
機械番号	J16-A***

4 使用材料

本業務の使用材料は、作業前に規格、数量、記号等が判明できる写真を撮影し、整理しておくこと。

5 作業写真

作業の手順及び検査状況、測定状況等がわかる写真を撮影すること。

6 作業管理

安全管理、養生等については、本市と十分協議し作業すること。

本業務を実施するにあたり、機器の停止が必要な場合は本市と協議すること。

7 その他

発生する撤去品（材）は、該当する関係法令に従い、正しく処分をすること。

別記8 ポンプ・ブロワ保守点検業務仕様書

1 業務概要（ポンプ（ケーブル交換有り））

（1）業務内容

汚水ポンプ点検整備・部品交換及び試運転

（2）型式

エバラ DSC 型水中渦巻斜流ポンプ・***DSC

（3）交換部品

表 2-6 に示す部品に対し、以下の作業を行うこと。

- ・ 取り外し・搬出搬入・据付
- ・ 電源切り離し、接続
- ・ 分解組み立て
- ・ 仕上げ塗装
- ・ 試運転調整

表 2-6 交換部品一覧（ポンプ）

項目	部品名	寸法	数量
標準交換部品	メカニカルシール	**×**	1 個
	オイルシール	NBR	1 個
	玉軸受	*****	1 個
	玉軸受	*****	1 個
	Oリング	—	一式
	ギヤ材	両丸 片テーパ	一式
	動力用水中ケーブル（4 芯）	DSC 型水中モーターポンプ ***用 2PNCT 5.5 mm ² ×4 c×10m	1 本
	動力用水中ケーブル（3 芯）	DSC 型水中モーターポンプ ***用 2PNCT 5.5 mm ² ×3 c×10m	1 本
	保護装置用水中ケーブル（4 芯）	DSC 型水中モーターポンプ ***用 2PNCT 1.25 mm ² ×4 c×10m	1 本

2 業務概要（曝気用ブロワ）

（1）業務内容

ブロワ設備の点検整備、分解整備（防音 BOX 内作業）

（2）型式

I R S－1 5 0 R

（3）交換部品

表 2-7 に示す部品について、交換作業を行うこと。

表 2-7 交換部品一覧（曝気用ブロワ）

項目	品名	寸法・内容等	数量
標準交換部品	ベアリング	—	2 台分
	オイルシール		
	締付ナット及び座金		
	シートパッキン及び閉止蓋用パッキン		
	オイルゲージ		
その他の部品	オイルフィルター	BM 型	2 個
	ベルト	5V－710	6 本
	分解整備における消耗品	—	一式

3 業務内容（水路用ブロワ）

（1）業務内容

ブロワ保守点検・部品交換及び試運転

（2）型式

ルーツ式ブロワ（メーカー型式：IRS - **L）

（3）交換部品

表 2-8 に示す部品について、交換作業を行うこと。

表 2-8 水路用ブロワ

項目	品名	寸法・内容等	数量
標準交換部品	ベアリング	—	1 式
	オイルシール		
	締付ナット		
	シートパッキン		
	オイルゲージ		
その他の部品	オイルフィルター	**型	1 個
	ベルト	*V－***	2 本
	吸入フィルター	OS－**型用 ※計画図・「汙入下水処理場 機器 台帳（機械）」を参照。	1 枚

5 特記事項

- （1）作業の日程については、事前に本市と協議のうえ、決定すること。
- （2）機材等の落下には、十分注意すること。
- （3）製品包装等のごみ等は、すべて受注者が関係法令を遵守し処理を行うこと。
- （4）発生材については、適正な処理を行うこと。
- （5）大雨時等、不測の事態への対応も適切に行うこと。
- （6）上記以外の不明な点については協議のうえ決定することとする。

6 提出書類

受注者は、業務完了時に点検結果を取り纏めた報告書及び業務実施状況に関する写真帳を各年度中に提出すること。

別記9 自家発電設備保守点検業務仕様書

1 業務概要

自家用発電設備保守点検

2 対象機種

パッケージ発電設備

3 業務内容

- (1) 「オイル吹出し漏れ」に対する原因究明の調査点検及びその対処方法の検討
- (2) 自家用発電設備におけるその他の点検

4 特記事項

- (1) 作業の日程については、事前に本市と協議のうえ、決定すること。
- (2) 機材等の落下には、十分注意すること。
- (3) 製品包装等のごみ等は、すべて受注者が各種法令を遵守し処理を行うこと。
- (4) 発生材については、適正な処理を行うこと。
- (5) 大雨時等、不測の事態への対応も適切に行うこと。
- (6) 上記以外の不明な点については協議のうえ決定することとする。

別記 10 汙入下水処理場管理棟清掃業務仕様書

1 管理棟清掃業務仕様

(1) 内容

- ・床面洗浄ワックス塗布作業 1・2・3F（階段は 1F と 2F の間及び 2F と 3F の間）
- ・トイレ清掃 1・2・3F（各 1 箇所）
- ・ガラスクリーニング 1・2F（全面）

(2) 実行面積

- ・ワックス塗布：500 m²
- ・ガラスクリーニング：150 m²

(3) 業務回数

- ・床面洗浄ワックス塗布：年 2 回
- ・トイレ清掃：年 51 回

毎週定期に定められた曜日に実施し、定められた曜日が休日の場合は翌平日とする。

- ・ガラスクリーニング：年 1 回

(4) 安全対策等

ガラスクリーニングは、高所作業車等、必要な安全対策を講じて実施すること。

2 吸塵マット設置仕様

(1) 内容

レンタル吸塵マットの設置及び定期交換

(2) 場所

汙入下水処理場管理棟 1 F 階段下及び 2 F 事務室前

(3) 吸塵マット

1 F 階段下：90cm×150cm、2 F 事務室前：90cm×120cm 各 1 枚

(4) 交換回数

月 2 回（1 年間で 24 回）

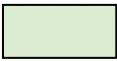
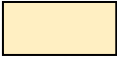
凡 例	
	床面洗浄ワックス塗布作業箇所
	トイレ清掃箇所
	ガラス清掃箇所
	吸塵マット設置箇所



図 2-3 流入処理場管理棟清掃箇所 (1/4)

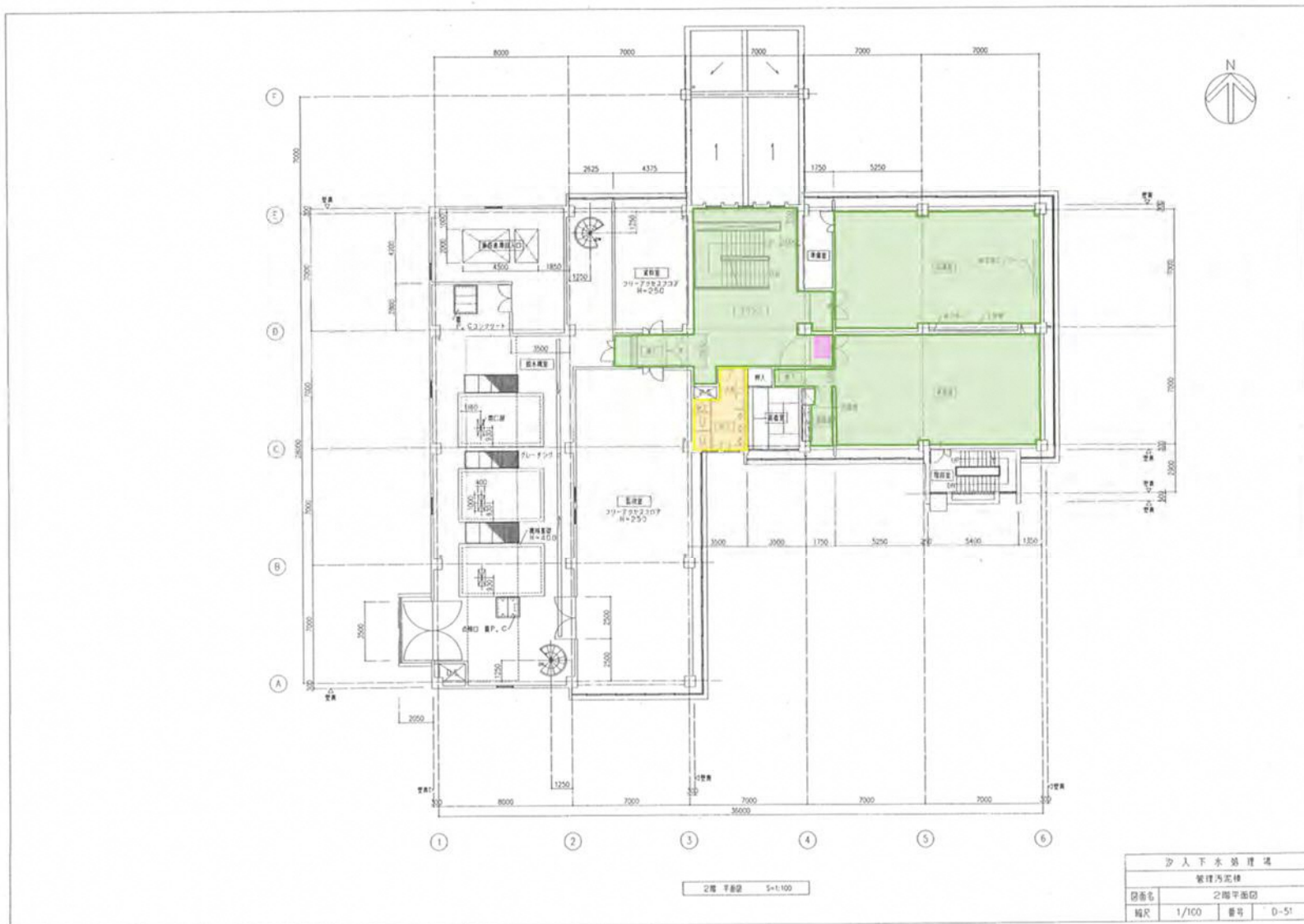


図 2-4 汚入処理場管理棟清掃箇所 (2/4)



図 2-5 沙入処理場管理棟清掃箇所 (3/4)

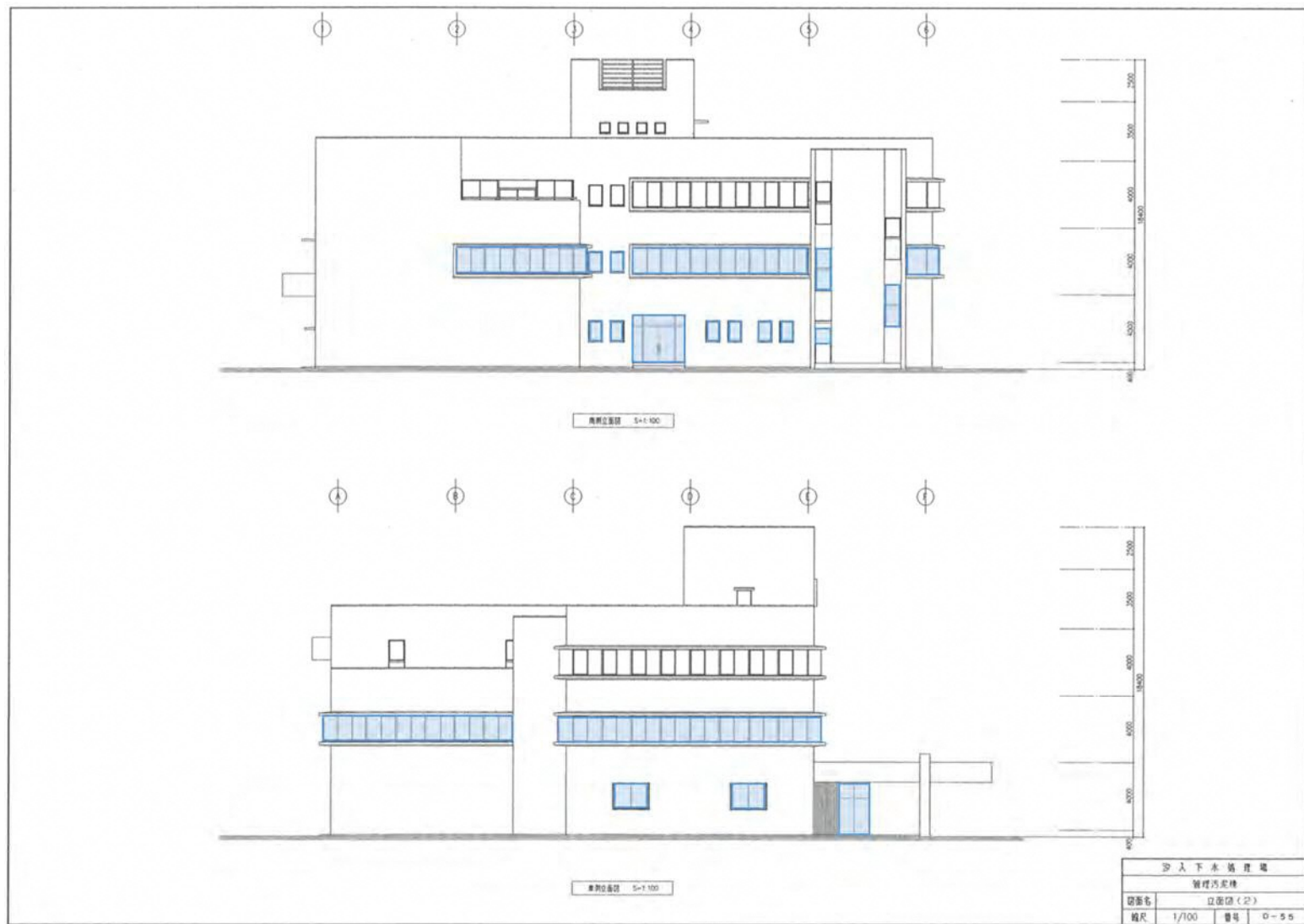


図 2-6 汚入処理場管理棟清掃箇所 (4/4)

別記 1 1 処理場・ポンプ場及び緑地広場整備業務仕様書

1 業務内容

汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場並びに隣接する緑地広場について、以下の業務を行うこと。

(1) 樹木管理

樹木管理は、焼津市管内における街路樹、緑地広場、芝生等の機能維持を目的とする管理業務である。当該業務の履行に当たっては、受注者が順守すべき共通事項等を定めた以下の仕様書を参考とすること。

【樹木等管理業務委託仕様書】

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/seido/koji-bid/jumokukanri.html>

(2) 除草業務

除草業務は、5月、7月、9月の年3回とする。ただし、雑草の繁茂状況、天候等により日程調整の必要が生じた場合は、両者協議のうえ変更することができる。

(3) 清掃業務

清掃業務は、枝葉、ごみ等の収集及び緑地広場内トイレ清掃を行うものとし、月10回とする。ただし、やむを得ない事情により回数が不足した場合は、その回数を翌月以降に実施することができる。

(4) 処分業務

除草作業及び清掃作業並びに樹木管理で発生した枝葉、ごみ等（梱包済み）の収集・運搬処分作業とし、処分に係る費用は上記（1）、（2）、（3）に含む。

2 対象面積

樹木管理：28,300 m²（汐入下水処理場：24,881 m²、新屋下水ポンプ場：2,700 m²、
緑地広場：3,419 m²）（図 2-7 及び図 2-8 参照）

草刈：約 3,000 m²（図 2-9 参照）

清掃：約 6,000 m²（図 2-9 参照）

3 履行確認

作業日時及び作業者を記載した「作業報告書」を提出すること。

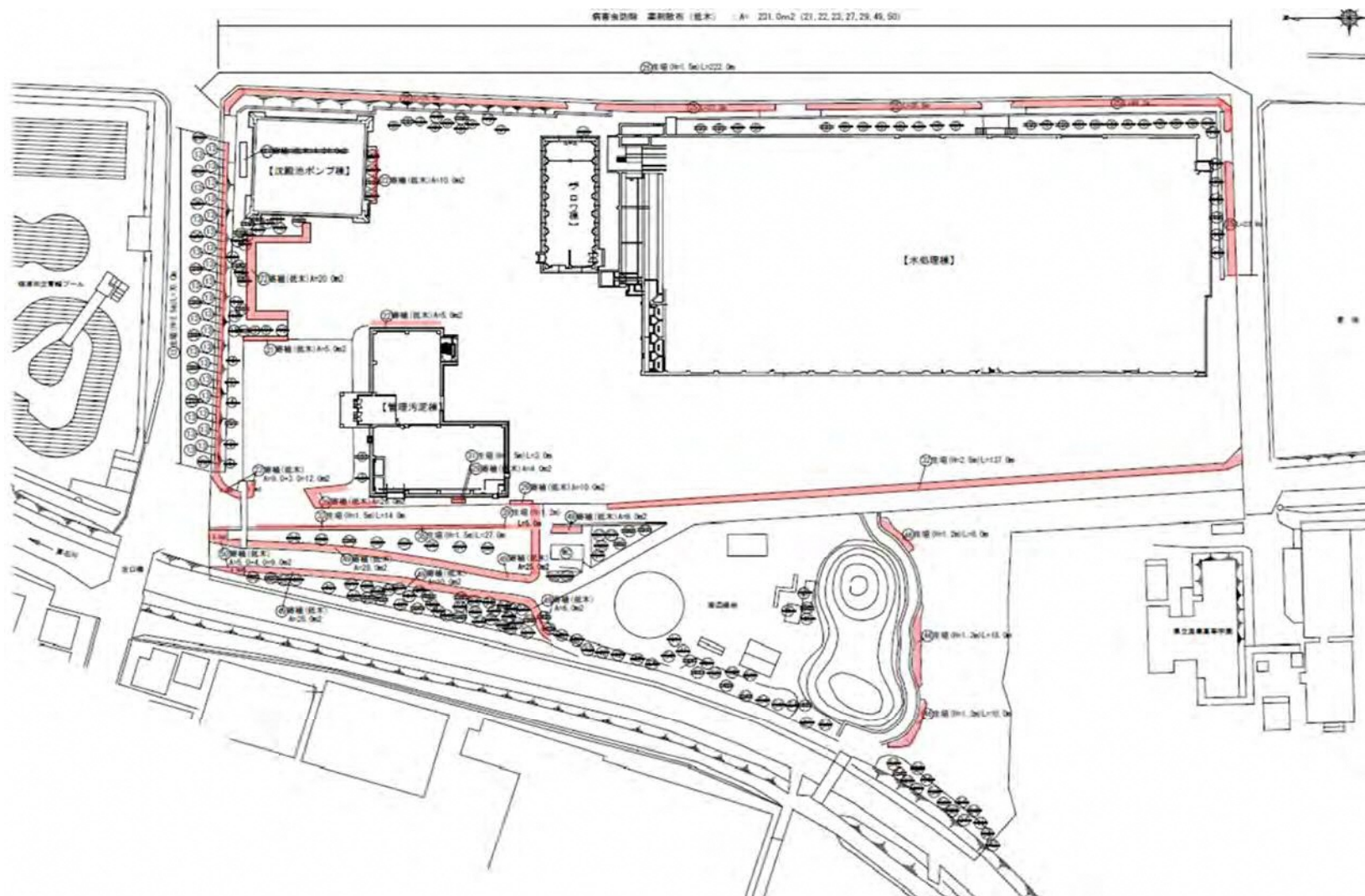


図 2-7 樹木管理平面図（汙入下水処理場）

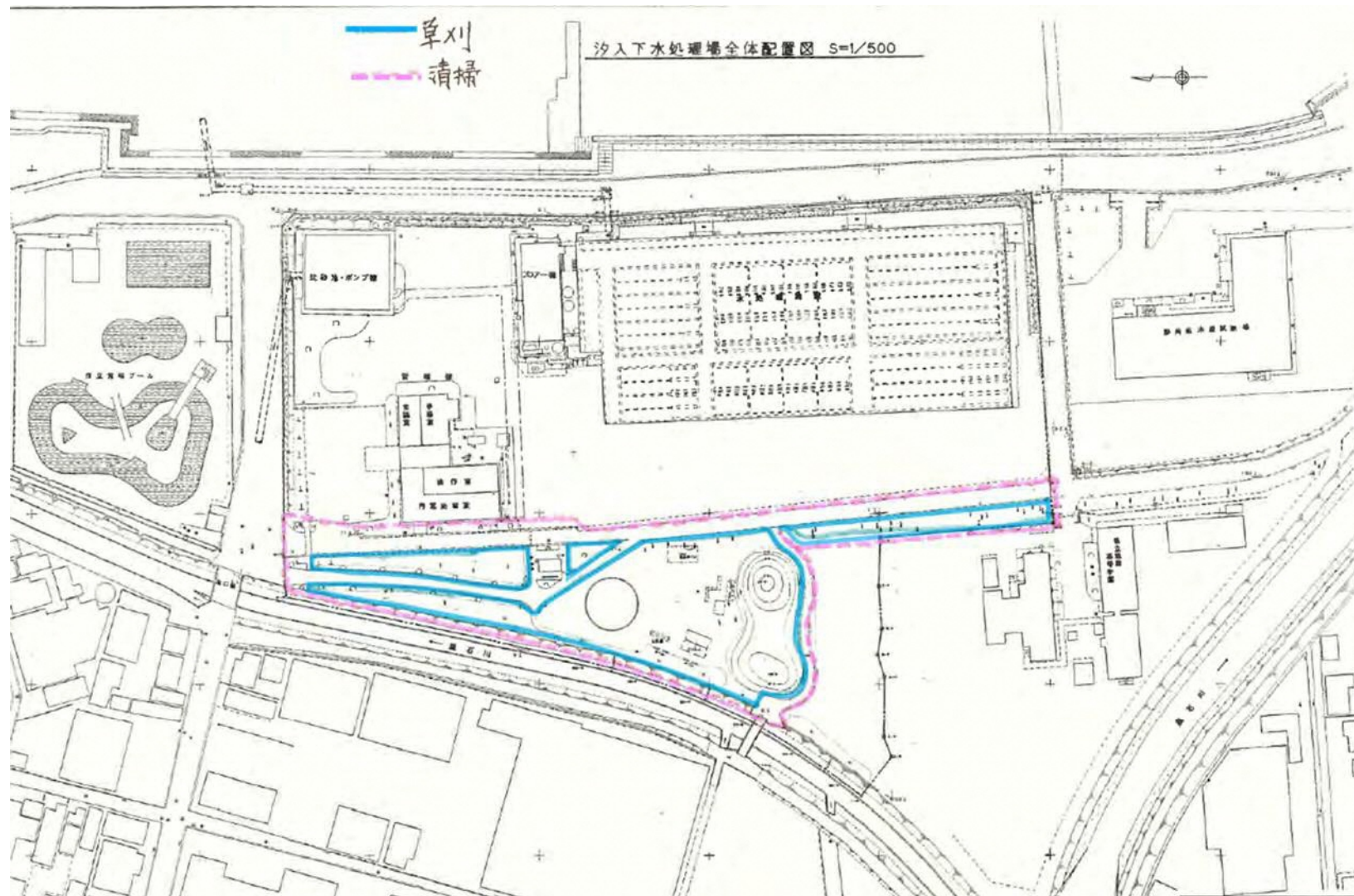


図 2-9 緑地広場平面図

別記 1 2 緑地広場内遊具点検業務仕様書

1 業務内容

都市公園における遊具の安全確保に関する指針に準じて行う、遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）に基づく定期点検

2 設備概要

すべり台、はん登棒、一方向ブランコ、ジャングルジム 各 1 基

3 特記事項

- （1）点検日程については、事前に本市と協議のうえ、決定すること。
- （2）点検は腐食、作動、破損、摩耗、変形等について実施すること。
- （3）機材等の落下には、十分注意すること。
- （4）生産物賠償責任保険に加入し、点検した遊具に係る事故発生時に直ちに適用すること。
- （5）上記以外の不明な点については協議のうえ決定することとする。

4 一般共通事項

（1）安全管理

受注者は災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めによるところに従い十分な対策を講じ業務を実施すること。他に損害を与えた場合の補修・補償は受注者の負担とする。点検中に発生した公害及び近隣よりの苦情に対しては受注者の責任において解決すること。

（2）軽微な補修

点検の結果、不良箇所があった場合は、その時点で本市に連絡し、確認を受けること。なお、軽微な不良箇所については、本市と協議を行い必要な補修を実施すること。この場合の軽微な不良箇所とは、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に抵触しない範囲とする。

5 提出書類等

受注者は、本業務完了時に遊具の安全に関する規準に準じた点検結果報告書及び写真帳及び生産物賠償責任保険に関する書類を提出すること。

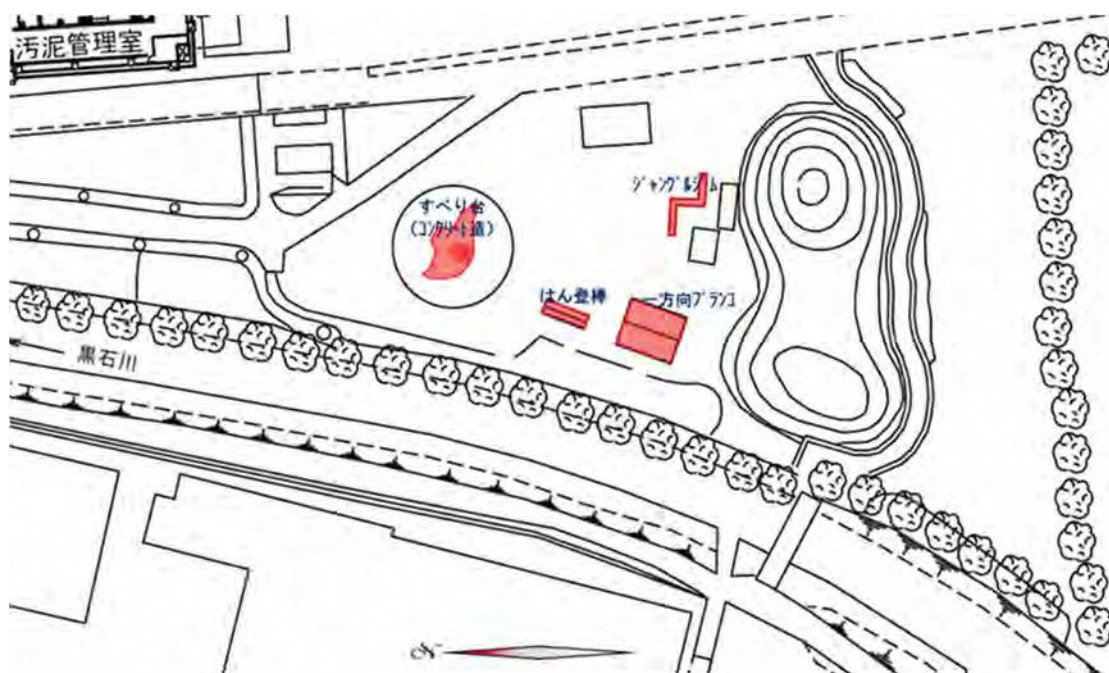
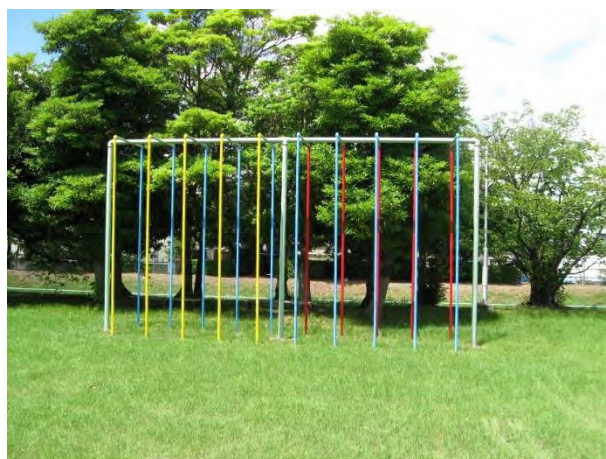


図 2-10 汐入下水処理場緑地広場内遊具配置図

1. すべり台



2. はんだ棒



3. 一方ブランコ



4. ジャングルジム



別記 1 3 薬品類仕様書

1 業務内容

受注者は、(1)～(4)に示す薬品類と同等の性能を発揮するものを調達すること。

(1) 次亜塩素酸ナトリウム

- ・参考品名：ツルクロンN-40
- ・数量：60,000 kg／年 性状：液体 荷姿：ローリー
- ・品質・規格：表 2-9に示すとおりとする。

表 2-9 次亜塩素酸ナトリウムの規格値

項目	規格値
科学物質名の名称	次亜塩素酸ソーダ
含有量 (%)	有効塩素濃度 12%以上
化学式	NaOCl

(2) 無機凝集剤（ポリ硫酸第二鉄）

- ・参考品名：ダンパワー
- ・数量：30,000kg／年 性状：液体 荷姿：ローリー
- ・品質・規格：表 2-10に示すとおりとする。

表 2-10 無機凝集剤（ポリ硫酸第二鉄）の規格値

項目	規格値
科学物質名の名称	塩基性硫酸第二鉄
含有量 (%)	11%以上 (Fe^{3+} 換算)
化学式	$[\text{Fe}_2(\text{OH})_n(\text{SO}_4)_{3-0.5n}]_m$

(3) 高分子凝集剤

- ・参考品名：エバグロースCS-611
- ・数量：6,000kg／年 性状：顆粒 荷姿：15kg／袋
- ・品質・規格：表 2-11に示すとおりとする。

表 2-11 高分子凝集剤の規格値

項目	規格値
科学物質名の名称	・アクリルアミド・[2-(アクリロイルオキシ)エチル]トリメチルアンモニウムクロリド共重合体 90%以上 ・水 10%以下

(4) 汚泥用消臭剤

- ・参考品名：エバデオールD-730
- ・数量：6,000kg／年 性状：液体 荷姿：ローリー

別記 1 4 活性炭仕様書

1 水処理棟部活性炭

- (1) 劣化の状況を確認し、12 回／10 年の頻度（10 か月に 1 回）で交換を行うこと。
- (2) 交換の時期については、受注者が外部に委託して実施する臭気測定結果をもとに本市と協議して決定すること。
- (3) 交換した活性炭は受注者が処分すること。

表 2-12 水処理棟部活性炭

種類	参考品名	数量	形状等
酸性ガス用	エバダイヤ AG-410	3,800 kg/回	円柱状、荷姿フレコン
中性ガス用	エバダイヤ AG-400S	1,300 kg/回	円柱状、荷姿フレコン
塩基性ガス用	エバダイヤ AG-430S	1,300 kg/回	円柱状、荷姿フレコン

2 汚泥棟部活性炭

- (1) 劣化の状況を確認し、24 回／10 年の頻度（5 か月に 1 回）で交換を行うこと。
- (2) 交換した活性炭は受注者が処分すること。

表 2-13 汚泥棟活性炭

種類	参考品名	数量	形状等
気相脱臭用	エバダイヤ AG-400	420 kg/回	円柱状、荷姿 15 kg/袋

3 新屋下水ポンプ場部活性炭

- (1) 1 回／5 年の頻度（令和 11・16 年度）で交換を行うこと。
- (2) 交換の時期については、本市と協議して決定すること。
- (3) 交換した活性炭は受注者が処分すること。

表 2-14 新屋下水ポンプ場部活性炭

種類	参考品名	数量	形状等
酸性ガス用	エバダイヤ AG-100S	427 kg/回	破碎状、荷姿 15 kg/袋
中性ガス用	エバダイヤ AG-100N	488 kg/回	破碎状、荷姿 15 kg/袋
塩基性ガス用	エバダイヤ AG-100A	514 kg/回	破碎状、荷姿 15 kg/袋

別記 1 5 汚泥収集・運搬及び処分業務仕様書

【収集運搬】

本仕様書は、汙入下水処理場の汚泥処理工程で発生する下水汚泥の収集・運搬及び処分業務について定めたものである。

1 業務概要

- (1) 収集運搬対象品目 下水汚泥（脱水ケーキ）
- (2) 排出（積込）場所 焼津市小川 3 8 0 8 番地 焼津市汙入下水処理場
- (3) 収集運搬車両 コンテナ車又はダンプトラック
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日

2 業務内容

- (1) 本業務は、汙入下水処理場の汚泥脱水設備から発生した下水汚泥の全量について、コンテナ車又はダンプトラックに積み込み、処分業者が指定する処分先へ運搬するものである。
- (2) 受注者は、下水汚泥の収集・運搬業務が円滑に実施できるよう処分業者と連携し、処分業者からの要請に基づき、収集・運搬車両を定刻までに配車する等の調整を行う。
- (3) 収集・運搬量は、脱水処理工程等の都合により変動があるので注意すること。
- (4) 収集・運搬量は、処分先のトラックスケール重量計による秤量数量により確定するものとする。
- (5) 汚泥の搬出日は、通常、週に 6 日間程度搬出を行い、汚泥処分の実績量に応じ翌月分の搬出日の調整を行う。搬出時間は原則として午前 4 時とする。また、汚泥処理工程等により収集・運搬車両数、搬出日の追加、中止、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受注者と事前に調整するものとする。1 日のうち 2 回目の追加があった場合の搬出時間は、原則として午前 11 時とする。

3 下水汚泥の種類・性状、発生予定数量

- (1) 汙入下水処理場にて発生する下水汚泥（脱水ケーキ）の種類及び性状は、次に示すとおりとする。
 - ア 下水汚泥は産業廃棄物であり、未消化の有機性汚泥であり臭気を有する。ただし、特定有害産業廃棄物には該当しない。
 - イ 汚泥の中には、脱水助剤としての高分子凝集剤及びポリ硫酸第 2 鉄、その他消臭剤が含まれる。
 - ウ 含水率は 80%以下である。（概ね 74%～78%）
 - エ 汚泥の荷姿は、バラである。
- (2) 収集運搬・処分予定数量は、以下のとおりである。
 - ア 1 年間に 2,500 トン程度

(令和5年度実績:2,457 トン)

(令和6年度実績:2,293 トン)

(令和7年度実績:2,254 トン)

イ 1回当たりの収集運搬量 8~10 トン程度

4 収集運搬車両

- (1) 汚泥の飛散、臭気の発散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、臭気飛散防止措置を講ずること。
- (2) 使用する車両は8~10t コンテナ車又はダンプトラック程度とする。
- (3) 使用する車両のサイズ等については、汐入下水処理場のホッパー(入口高さ3.39m、入口幅2.60~3.65m、奥行3.50m)に搬出入可能な車両で実施すること。またホッパーの梁等やその他車両回転半径など搬出入が可能であるか、現地を事前に確認すること。

5 その他

- (1) 収集運搬量は、月毎に集計し、有効数字は小数点第2位までとする。
- (2) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 提出書類

- (1) 契約時に提出する書類
 - ア 産業廃棄物収集・運搬業許可証の写し(廃棄物の処理及び清掃に関する法律による)
 - イ 連絡体制表
- (2) 委託料請求時に提出する書類
 - ア 実績報告書(計量証明書等)
 - イ 請求書

7 関係法令の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、貨物利用運送事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守しなければならない。
- (2) 関係機関より各法令により改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応し内容等について書面をもって、遅滞なく本市に通知しなければならない。

【汚泥処分】

本仕様書は、汐入下水処理場の汚泥処理工程で発生する下水汚泥の処分業務について定めたものである。

1 業務概要

- (1) 処分対象品目：下水汚泥（脱水ケーキ）
- (2) 排出場所：焼津市小川3808番地 焼津市汐入下水処理場
- (3) 受入運搬車両：8～10t 程度のコンテナ車又はダンプトラックによる搬入を受入れ
- (4) 業務期間：契約締結日から令和19年3月31日

2 業務内容

- (1) 本委託業務は、汐入下水処理場から収集・運搬された下水汚泥の全量を、（セメント資源・肥料用）として処分するものである。
- (2) 受注者は、下水汚泥の収集・運搬業務と処分業務が円滑に実施できるよう収集・運搬業者と連携し、調整（処分場の運転状況を確認し、収集運搬車両の手配を収集運搬業者へ要請するなどの調整）を行う。
- (3) 処分量は、脱水処理工程等の都合により変動があるので注意すること。
- (4) 処分量の確定は、処分先のトラックスケール重量計による秤量数量とする。
- (5) 汚泥搬出日は、通常、週に6日程度搬出を行い、汚泥処分実績量に応じ翌月分の搬出日の調整を行う。搬出時間は原則として午前4時とする。また、汚泥処理工程等の都合により、増、減車、収集運搬車両数、搬出日の追加、中止、搬出時間を変更する場合がある。その場合は受注者と事前に調整するものとする。1日のうち2回目の追加があった場合の搬出時間は、原則として午前11時とする。

3 下水汚泥の種類・性状、発生予定数量

- (1) 汐入下水処理場にて発生する下水汚泥（脱水ケーキ）の種類及び性状は、次に示すとおりとする。
 - ア 下水汚泥は産業廃棄物であり、未消化の有機性汚泥であり臭気を有する。（特定有害産業廃棄物には該当しない。）
 - イ 汚泥の中には、脱水助剤としての高分子凝集剤及びポリ硫酸第2鉄、その他消臭剤が、それぞれ含まれる。
 - ウ 含水率は80%以下である。（概ね74%～78%）
 - エ 汚泥の荷姿は、バラである。
- (2) 処分予定数量は、以下のとおりである。
 - ア 1年間に2,500トン程度
 - （令和5年度実績：2,457トン）
 - （令和6年度実績：2,293トン）

(令和7年度実績：2,254 トン)

イ 1 回当たりの収集運搬量 8～10 トン程度

4 点検故障時の対応

汚泥処分工場が、設備機器の定期点検あるいは故障による修理等で工場停止し、処分能力が低下した場合でも、可能な限り受入れに努めること。

5 その他

(1) 処分量は、月毎に集計し、有効数字は小数点第2位までとする。

(2) 取引にかかる消費税及び地方消費税の額の計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 提出書類

(1) 契約時に提出する書類

ア 産業廃棄物処分業許可証の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律による）

イ 連絡体制表

(2) 委託料請求時に提出する書類

ア 実績報告書（処分量計量証明書等）

イ 請求書

7 関係法令の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、施行令、通達等を遵守しなければならない。

(2) 関係機関より各法令により改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応し内容等について書面をもって、遅滞なく本市に通知しなければならない。

別記 1 6 し 渣運搬・処分業務仕様書

1 業務内容

(1) 収集・運搬業務

本市は、汙入下水処理場沈砂池等から発生した汚泥と廃油の混合物（し 渣等）を収集・運搬するため、当該廃棄物をビニール袋に入れ、受注者があらかじめ用意した 2 ～ 4 m³程度のコンテナに積み込むものとする。

受注者は、当該コンテナを汙入下水処理場の沈砂池から受注者が提携する処分許可工場まで収集・運搬すること。

なお、受注者があらかじめ用意するコンテナは、開口部に覆いが無いものとする。また、運搬時に上部開口部をビニールシート・ゴムバンドで覆うとともに、脱離液等が漏洩しない構造によって臭気の飛散を防止し、汙入下水処理場沈砂池内に常時配置しておくこと。

受注者は本市の指示に基づき脱着装置付コンテナ専用車（クレーン付きトラック又はフックロール車）等でし 渣等が積載されたコンテナを、汙入下水処理場から処分許可工場まで収集・運搬すること。

(2) 処分業務

受注者は、収集・運搬したし 渣等に対し、提携する処分許可工場が適正な処分（中間処分を含む）を行うよう指導すること。

(3) 管理

電子マニフェストにて、し 渣等の収集・運搬及び処分量を適切に管理すること

(4) その他

受注者は、し 渣等进行处理するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

別記 1 7 廃棄物（廃プラ等）処分業務仕様書

1 業務内容

(1) 収集・運搬容器

容量 2.0m³ のコンテナを焼津市汙入下水処理場内指定箇所に配置する。

(2) 廃棄物の内容

廃プラスチック類および金属くずの混合廃棄物

(3) 年間予定数量

1 回あたり 2.0m³ 程度、年間 6.0m³ 程度

別記 18 COD分析廃液収集・運搬及び処分業務仕様書

1 業務内容

本業務は、洩入下水処理場内のCOD分析（※使用試薬：硫酸、硝酸銀、シュウ酸ナトリウム、過マンガン酸カリウム）で発生した廃液を収集するとともに、廃棄物の処分及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく処理施設へ安全かつ適正に運搬し、処分を完了することを目的とする。

2 収集・運搬及び処分対象

COD分析廃液

性状：pH1 から 2 の特別管理産業廃棄物「廃酸」

形状：20L ポリ容器入りの液体

その他：有害物質混入のおそれはない。

3 搬出回数

各年度 2 回程度の搬出を予定する。

4 見積内容

以下 2 項目の単価見積（税抜）とする。

- （１）20L ポリ容器入り COD 廃液 1 本当たりの処分単価
- （２）1 回（1 車）当たりの収集運搬単価
- （３）年間予定数量 1 回当たり 20 kg（20L）程度、年間 40 kg 程度

5 仕様

- （１）COD 分析廃液の収集・運搬及び処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分の単価契約書を締結すること。
- （２）COD 分析廃液の収集・運搬及び処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有している者が行うこと。
- （３）本業務には収集運搬車両への積込み、運搬・積替え保管及び処理施設での荷下ろし、処分に係る必要な事項全てを含むものとする。
- （４）搬出に必要なポリ容器は、収集運搬及び処分契約とは別に、受注者より年間搬出予定数を事前調達するものとする。
- （５）受注者は、業務の実施にあたり、関係法令及び通達等を遵守しなければならない。
- （６）契約期間内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）により収集運搬・処分等を完了した後、各々速やかに本市に通知するものとし、処分完了分（D 票）の受領をもって業務の完了とする。

別記 19 沈砂浚渫業務仕様書

1 業務概要

本業務は、沈砂池・ポンプ井等に堆積した有機物の付着した土砂及び汚泥等（以下「汚泥等」という。）の、吸引車による浚渫作業及び処分である。

2 処分量

処分量については、当該年度に発生した沈砂堆積量によるものとする。参考までに、令和8年度に実施した沈査浚渫業務の実績値を以下に示す。

(1) 汐入下水処理場

①沈砂池・ポンプ井	19 m ³
②最初沈殿池流入水路	128 m ³
③プリアレーションタンク	11 m ³

(2) 新屋下水ポンプ場

①沈砂池・ポンプ井	8 m ³
-----------	------------------

3 作業日時

作業可能な日時は、土・日曜日、祝日を除く9時から17時までとする。

4 道路使用許可申請書等

- (1) 本業務を実施するときは、受注者は道路使用許可申請書を焼津警察署に届出するものとし、それに付された条件に従い作業すること。
- (2) 道路使用期間を近隣住民に周知するための周知文（案）に通行規制区間及び交通誘導員配置場所を明示し、作業実施日の2週間前までに道路使用許可申請書の写しを添えて提出すること。

5 安全管理

- (1) 受注者は災害公害及び危険防止のため、関係法規の定めによるところに従い十分な対策を講じ業務を実施すること。他に損害を与えた場合の補修・補償は受注者の負担とする。また、作業中に発生した公害及び近隣よりの苦情に対しては受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、近隣住民ならびに通行者等に支障がないよう十分配慮し、作業中は必要に応じて交通誘導員の配置を行い、安全確保に十分努めること。
- (3) 汚水の流入する槽内での作業が伴うため、酸素濃度計測器、硫化水素濃度測定器による測定を実施し、酸欠防止に十分配慮し、作業時は送風機による換気を行うこと。
- (4) 沈砂池等の昇降時には適切な墜落制止用器具を使用し転落防止に努めること。

6 特記事項

- (1) 作業実施の日程については、降雨の少ない11月から1月の間で実施するものとし、施設運転に支障が生じないよう、事前に本市の担当者と協議のうえ、決定すること。
- (2) 本市は作業前に水位（汚泥等含む）を約50 cmに調整するものとする。
- (3) 吸引車により吸込みした汚泥等の上層水は、焼津市公共下水道マンホールに戻すことができるものとする。
- (4) 指定箇所の汚泥等は、すべて浚渫すること。
- (5) 吸引した汚泥等の運搬及び処分の委託契約を締結すること。
- (6) 大雨時等、不測の事態への対応も適切に行うこと。
- (7) 上記以外の不明な点については協議のうえ決定することとする。

7 提出書類等

受注者は、業務完了時に以下の資料を各年度中に提出すること。

- ・完成図書（業務完了報告書及び現場写真）
- ・汚泥等処分に係るマニフェストの写し（B票及びD票）